明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍埼玉県川口市芝新町四番地一三、最後の住所埼玉県川口市芝高木一丁目四番四二号
被相続人　亡　大谷　貴
右被相続人は平成二十八年五月十三日死亡し、その相続人は平成二十八年五月二十三日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年六月十三日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号国際ビル四〇七
限定承認者岡安菜央
限定承認者代理人　佐瀬　正俊

限定承認公告

本籍静岡県沼津市大手町三丁目九〇番地、最後の住所神奈川県小田原市城山一丁目一三番四号
被相続人　亡　杉崎　淳二
右被相続人は平成二十七年十月三十一日死亡し、その相続人は平成二十八年五月三十日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年六月十三日
神奈川県小田原市栄町二丁目一〇番一七号
相続財産管理人　杉崎眞紀子

限定承認公告

本籍富山県富山市上本町二番地、最後の住所富山県富山市西中野町二丁目一七番一一号
被相続人　亡　渡邊　康子
右被相続人は平成二十七年十一月二十一日死亡し、その相続人は平成二十八年六月二日富山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年六月十三日
富山県富山市西中野町二丁目一七番一一号
限定承認者　渡邊　禎

限定承認公告

本籍大阪府大阪市住之江区東加賀屋二丁目二一番地、最後の住所大阪府大阪市住之江区粉浜一丁目一七番二三号
被相続人　亡　宮崎　貞正
右被相続人は平成二十八年三月三日死亡し、その相続人は平成二十八年六月七日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年六月十三日
大阪府吹田市山田東一丁目四番一五号
相続財産管理人　高木　浩昭

限定承認公告

本籍鳥取県倉吉市福吉町一一四三番地、最後の住所兵庫県尼崎市武庫元町二丁目一九番三号
被相続人　亡　奥野　義行
右被相続人は平成二十八年三月十一日死亡し、その相続人は平成二十八年六月二日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年六月十三日
兵庫県尼崎市武庫元町二丁目一九番三号
相続財産管理人　奥野　尚子

限定承認公告

本籍広島県福山市沖野上町五丁目一九番、最後の住所広島県福山市駅家町大字法成寺二七三〇番地
被相続人　亡　町川　智子
右被相続人は平成二十七年十二月十三日死亡し、その相続人は平成二十八年六月六日広島家庭裁判所福山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年六月十三日
広島県福山市瀬戸町大字地頭分四〇〇番地
限定承認者　町川　邦代

限定承認公告

本籍福岡市東区蒲田二丁目一二二四番地二、最後の住所福岡市東区蒲田二丁目一六番二五号
被相続人　亡　安部熊太郎
右被相続人は平成二十八年一月二十七日死亡し、その相続人は平成二十八年五月二十七日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年六月十三日
福岡市中央区赤坂一丁目七番五号
限定承認者安部郁雄
代理人弁護士　大原圭次郎

任意清算公告

当社は、平成二十八年五月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年六月十三日
岩手県二戸市金田一字荒田一〇九番地一〇
合資会社柏原商会
代表社員　柏原　典宜

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主であるヤマハ発動機株式会社より株式等売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年七月二十五日までに当社にご提出下さい。
平成二十八年六月十三日
静岡県周知郡森町中川一番地ノ二
株式会社ファインキャテック
代表取締役　吉永　良輔

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である大昭工業株式会社より株式等売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年七月二十五日までに当社にご提出下さい。
平成二十八年六月十三日
大阪府高槻市上田辺町一八番二号
ティ・エス・ケイ・ビルディング株式会社
代表取締役　河上敬一郎

正誤

ページ	段	行	誤	正
			平成二十七年十二月二十八日（号外第二百九十二号）外務省告示第四百四十七号（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件）	
（原稿誤り）				
一二	上	終りから六	軍意	軍事
			平成十七年十一月三十日国土交通省告示第千三百八十九号（鉄道線路の使用条件及び譲渡条件並びに旅客の運賃及び料金の認可の権限の委任に係る鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示の一部を改正する告示）	
（原稿誤り）				
一〇	上	九	一四	
〃	〃	下	一一	
〃	終りから三		鐵道	鐵道
			平成二十六年九月八日国土交通省告示第八百九十一号（鉄道線路の使用条件及び譲渡条件並びに旅客の運賃及び料金の認可の権限の委任に係る鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示の一部を改正する告示）	
（原稿誤り）				
六	下	終りから一四	若狭鉄道	若桜鉄道
			平成二十八年四月二十五日（号外第九十五号）国土交通省告示第七百三号（建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部を改正する件）	
（原稿誤り）				

四ページ下段八行目「とし」の後に「、同三十五の項を同三十四の項とし、同三十六の項から同四十六の項までを一項ずつ繰り上げ」を加える。

五ページ上段六行目「とし」の後に「、同㉟の欄を同㉞の欄とし、同㊱の欄から同㊻の欄までを一ずつ繰り上げ」を加える。

◉号外　六月十三日付第一三〇号一
三月二十九日付参会第一五
二八ページ●同日付政府調達第一〇九号五六ページ●
号（その一）二四ページ●同（その二）二七二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）